

荻田町建設工事一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、荻田町建設工事の一般競争入札を実施するに当たって必要な手続を定めるものとする。

(一般競争入札の公告)

第2条 契約担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、入札参加者を公募するものとする。

2 前項の公募をするときは、次の各号のうち必要な事項を当該入札に係る工事の契約を所掌する契約担当課において入札書の提出期限日まで掲示する方法により、公告しなければならない。

(1) 工事名称

(2) 工事場所

(3) 工事概要

(4) 参加業者の形態

(5) 設計受託業者

(6) 日程

(7) 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

(8) 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

(9) 提出書類

(10) 公告内容等に関する問合せ先及び場所

(11) 入札説明書及び設計図書等の閲覧

(12) 契約条項を示す場所

(13) 設計図書等の交付

(14) 入札書の提出方法

(15) 工事費内訳書等の提示

(16) 落札者の決定の方法

(17) 入札の無効

- (18) 入札保証金及び契約保証金
- (19) 議会の同意を要するものであるときはその旨
- (20) その他必要な事項

3 前項の規定により公告する事項は、掲示を開始する日から入札書の提出期限日まで、苅田町公式ホームページにて閲覧に供する。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、地方自治法施行令第167条の4及び苅田町建設工事等競争入札参加者の資格及び審査に関する規則(平成21年苅田町規則第14号)の定めるところによるものとする。

(入札参加条件)

第4条 契約担当者は、一般競争入札において、当該入札を適切かつ合理的に行うため、別途設置する一般競争入札参加者確認委員会(以下「確認委員会」という。)の審議を経て、自由な競争を害しない範囲で、更に次に掲げる事項について参加条件を定めることができるものとする。

- (1) 過去の同種工事の施工実績を有すること。
- (2) 当該工事に必要な資格及び経験を有する専任の技術者を配置できること。
- (3) 苅田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程(平成15年6月苅田町告示第42号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 特定建設業の許可を有すること。
- (5) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (6) その他工事ごとに必要と認める次に掲げる事項
 - ア 経営事項審査結果に関すること。
 - イ 特定建設工事共同企業体に関すること。
 - ウ 技術的特性に関すること。
 - エ 地理的条件に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(入札説明書等の交付)

第5条 契約担当者は、第2条の規定による公告後速やかに、入札説明書の

入手を希望する者に対し入札説明書の交付を開始し、第7条第2項の規定による競争参加資格確認申請書等の提出期限日（以下「期限日」という。）まで交付するものとする。ただし、入札説明書を苅田町公式ホームページにて閲覧に供した場合には、入札説明書は交付されたものとみなす。

2 契約担当者は、第2条第2項中第1号から第20号までの事項（第11号に掲げる事項を除く。）のほか、次の各号のうち必要な事項を入札説明書において明らかにしなければならない。

- (1) 当該工事に関する仕様その他の明細（技術仕様、設計図、図案、解説資料を含む。）（以下「仕様等」という。）
- (2) 仕様等に関する質問及び回答
- (3) 入札参加申込みの受付
- (4) 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明
- (5) 開札
- (6) 支払条件
- (7) その他

（仕様等に対する質問）

第6条 仕様等に対する質問は、文書（以下「質問書」（様式第4号の1及び様式第4号の2）という。）によるものに限り受け付けるものとし、契約担当者は、質問書の提出があった場合は、その回答書を、苅田町公式ホームページにて閲覧に供するものとする。

2 仕様等に対する質問書の受付期間は、前条の規定により入札説明書の交付を開始した日の翌日から第10条第2項の規定による競争参加資格がないと決定された理由の説明を求めることができる期間の末日までとする。

3 質問書の提出は、提出場所へ持参又は郵送若しくは電送により行うものとし、電話によるものは受け付けないものとする。

4 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の受付期間の末日の翌日から起算して5日以内に開始する。

（競争参加資格確認申請書等の提出）

第7条 契約担当者は、一般競争入札に参加を希望する者がいるときは、当該入札参加希望者に対し、競争参加資格確認申請書（様式第1号の1）、同

種工事施工実績調書(様式第 2 号)及び主任(監理)技術者等の資格及び工事経験調書(様式第 3 号)の提出を求めるものとし、当該入札参加希望者が特定建設工事共同企業体によるものにあつては、これに加え、特定建設工事共同企業体(JV) 結成届(様式第 1 号の 2)の提出を求めるものとする。この場合において、様式第 2 号の同種工事施工実績及び様式第 3 号の主任(監理)技術者等の工事経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することができるものとし、様式第 3 号の主任(監理)技術者については、複数の候補者を記載することができるものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書等の提出期限は、第 2 条の公告の日(以下「公告日」という。)の翌日から起算して 10 日以内(苅田町の休日を定める条例(平成元年苅田町条例第 26 号)第 1 条に規定する休日(以下「町の休日」という。)を除く。)とする。

3 第 1 項の競争参加資格確認申請書等は、入札参加希望者が持参するものに限り受け付けるものとする。(契約担当者が別に指示した場合を除く。)

4 契約担当者は、必要に応じ、第 1 項各号に定める書類のほかに、その内容を証明するための書類を添付資料として求めることができるものとする。

5 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は、認めないものとする。

(競争参加資格確認申請書等作成費用の負担等)

第 8 条 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

2 提出された競争参加資格確認申請書等は、返還しないものとする。

3 町は、当該申請書等を提出者に無断で他の目的のために使用しないものとする。

(入札参加者の確認)

第 9 条 契約担当者は、競争参加資格確認申請書等が提出されたときは、確認委員会の審議を経て競争参加資格の有無を決定するものとする。

2 前項の競争参加資格確認の基準日は、第 7 条第 2 項の規定による競争参加資格確認申請書等の提出期限日とする。

3 契約担当者は、前 2 項の規定に基づく競争参加資格確認の審査結果を前

項の基準日の翌日から起算して 14 日以内(町の休日を除く。)に競争参加資格確認通知書(様式第 5 号)により入札参加希望者に対して通知するものとする。この場合において、競争参加資格がないと決定した者に対しては、その理由を併せて通知するものとする。

- 4 第 3 条に規定する入札参加資格を有しない者から競争参加資格確認申請書等が提出された場合においても、第 3 条に規定する入札参加資格及び第 4 条に規定する入札参加条件のうち経営事項審査結果の数値を満たすことについては、開札日までにこれらを具備することを前提として、第 1 項の確認委員会の審議を受けることができる。この場合において、この者を入札に参加させることとするときは、当該前提を満たすことを条件としなければならない。

(競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明)

第 10 条 競争参加資格がないと決定された者に対する理由の説明等の手続は、次項、第 3 項及び第 4 項に定めるとおりとする。

- 2 競争参加資格がないと決定された理由の説明は、前条第 3 項の通知をした日の翌日から 7 日間、書面(様式自由)により求めることができる。この場合において、当該書面は、契約担当課に持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めないものとする。

- 3 契約担当者は、前項の規定により決定理由の説明を求められたときは、同項に規定する期間の末日の翌日から起算して 7 日以内(町の休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

- 4 契約担当者は、第 2 項の規定により説明を求めた者が、競争参加資格がある者であったと認められたときは、確認委員会の審議を経て、前条第 3 項の通知を取り消し、改めて競争参加資格がある旨の通知を行うものとする。

(入札書の提出)

第 11 条 入札書の提出は、契約担当課への持参又は郵送により行うものとする。

(公告から入札までの期間)

第 12 条 契約担当者は、一般競争入札の実施に際しては、前条の入札書の提

出期限を公告の日から少なくとも 40 日間確保するものとする。

2 急を要する場合においては、前項に定める一般競争入札に係る期間を短縮することができる。ただし、10 日未満であってはならない。

(開札)

第 13 条 開札は、第 2 条第 2 項第 10 号の規定により公告した開札の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせてしなければならない。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(落札の決定方法)

第 14 条 契約担当者は、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

(落札の通知等)

第 15 条 契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちに、入札者に対し、落札者の名称と落札金額を通知するとともに、落札者に対し、契約締結についての必要事項を通知しなければならない。また落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

(落札者等の公示)

第 16 条 契約担当者は、一般競争入札により落札者を決定したときは、次の事項を苅田町公式ホームページにて閲覧に供する。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 落札日
- (4) 落札者の氏名
- (5) 落札金額
- (6) その他の必要事項

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づき
随意契約によった場合においても、前項各号に掲げる事項及び随意契約によった理由を公示するものとする。

(記録の保管)

第17条 契約担当者は、一般競争入札に関する次の事項についての記録を作成し、3年以上保管しなければならない。

- (1) 入札者の申込みに係る価格
- (2) 落札者の氏名、落札金額及び落札決定の理由
- (3) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (4) その他必要な事項

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

第4条の確認委員会は、当分の間、苅田町指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和62年6月苅田町訓令第1号）第2条に規定する苅田町指名競争入札参加者選定委員会が兼ねるものとする。

年 月 日

競争参加資格確認申請書

荏 田 町 長 殿
(契約担当者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の建設工事に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。なお、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者でないことを誓約します。

記

1 入札公告日

2 工 事 名

3 提 出 書 類

(1) 同種工事施工実績調書

(2) 主任(監理)技術者等の資格及び工事経験調書

注 1 添付資料は A 4 サイズとすること。

様式第 1 号の 2

年 月 日

荏 田 町 長 殿

(契約担当者)

特定建設工事共同企業体（J V）結成届

下記の _____ 者により、特定建設工事共同企業体（J V）を結成したので届出いたします。

工事名： _____ 工事

J V 名： _____ 特定建設工事共同企業体

J V 代表者：住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

記

	会社名	代表者	住所	電話	担当者	経営事項審査 結 果 数 値
構 成 委 員						点
						点
						点
						点

注 1 J V 協定書 (A 4 サイズ) の写しを添付すること。(1 部)

同種工事施工実績調書

会社名：

() 工

工事名称等	競争参加条件	
	工 事 名	
	発 注 機 関	
	施 行 場 所	
	最終請負金額	
	工 期	年 月から 年 月まで
	受 注 形 態	単体
工事概要等	構造・規模等 構造形式 基礎形式 使用機材・数量 設計条件	
技術的突起事項		

注 1 過去の工事について記載すること。

- 2 工事名称等・工事概要等は、同種工事施工実績を的確に判断できる必要最小限の事項を記載すること。空白での提出は認めない。
- 3 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。
- 4 技術的特記事項は、工事に応じ地質地形条件(軟弱地盤、湧水、断層等)、仮設備工法、施工方法、環境対策、安全対策、その他技術的特記事項(セールスポイント等)を記載すること。特に無い場合は斜線すること。
- 5 次の資料(A4 サイズ)を添付すること。設計図書に関しては、内容確認ができるサイズのものを添付すること。
 - (1) 上記記載の項目の内容が確認できる書類
 - ・請負契約書(金額に変更があった場合、変更請負契約書)の写し
 - ・設計図書(仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所)の写し
 - (2) 工事の完成が確認できる書類(建築基準法に基づく建築主事等の検査済証の写し、公共団体が竣工を認定した書面の写し、工事实績情報システム(COR INS) データの写し等)

様式第 3 号

主任(監理)技術者等の資格及び工事経験調書

会社名：

○営業所の選任の技術者

氏名		生年月日	
免許等名称		雇用年月日	

○配置予定技術者(主任技術者・監理技術者)

配置予定者指名			
最 終 学 歴			
法令による免許		資格の名称： 取得年月日： 免許番号等：	
手持ち工事の有無	無 ・ 有	工 事 名	
		発注機関	
		契約金額	
		工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
		従事役職	☐ 現場代理人 ☐ 主任(監理)技術者 ☐ その他
工事 経験 概要	工 事 名		
	発 注 機 関		
	施 行 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
	従 事 役 職	☐ 現場代理人 ☐ 主任(監理)技術者 ☐ その他	
	工 事 内 容		

- 注 1 本工事の配置予定技術者で、従事した経験のある過去の工事(同種又は類似業務の経験を優先して記載すること)について記載すること。配置技術者を特定できない場合は複数の候補者を記載することができる。その場合は技術者ごとに作成し、資料を添付すること。
- 2 工事概要・工事内容等は、工事施工実績を的確に判断できる必要最小限に事項を記載すること。(他の会社等で従事していた経験を含む。空白での提出は認めない。)
- 3 次の資料(A4 サイズ)を添付すること。
- (1) 法令による免許については、当該免許等を確認できる書類を添付すること。
 - (2) 監理技術者の配置を求める場合は、監理技術者資格者証の写し(両面)及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
 - (3) 雇用関係が確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付すること。
 - (4) 専任技術者証明書または専任技術者一覧表を添付すること。

様式第 4 号の 1

年 月 日

仕様等に関する質問書について

苅 田 町 長 殿

(工事発注担当者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

仕様等に関する質問を別紙のとおり提出いたします。

1 入札公告日

2 工 事 名

3 提 出 書 類 仕様等に関する質問書(様式第 4 号の 2)

様式第 4 号の 2

仕様等に関する質問書

年 月 日

工事名：_____

番号	図面番号	質 疑	回 答

- ・ 質問内容は箇条書きで記入し、質問事項ごとに番号をつけてください。
- ・ 質問する内容が記載されている設計書、図面等のページ番号等を記載してください。
- ・ この用紙には業者名を記入しないこと。
- ・ 様式第 4 号の 1 を鏡として上に添付し、提出して下さい。

様式第 5 号

年 月 日

様

荏田町長

競争入札参加資格確認通知書

先に申請のあった下記入札案件に係わる競争参加資格の審査結果について通知します。

記

1. 公 告 日 年 月 日
2. 工 事 名
3. 業 種
4. 契 約 方 法 制限付一般競争入札
5. 入 札 日 時 年 月 日 時 分
6. 入札参加資格について

審 査 結 果 合格 ・ 不合格

理 由

7. そ の 他

審査結果について、ご不明な点は契約担当課までお問い合わせください。